

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

皇 宮 警 察 本 部 長
警 視 庁 刑 事 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)

警 察 庁 丁 鑑 発 第 7 7 2 号
令 和 6 年 3 月 1 8 日
警 察 庁 刑 事 局 犯 罪 鑑 識 官

各管区警察局長広域調整担当部長

警察犬による臭気選別の留意事項について(通達)

直轄警察犬及び嘱託警察犬(以下「警察犬」という。)による臭気選別の手法について、令和6年4月1日以降は、下記のとおりとするので、適切な運用に努められたい。

記

1 用語

本通達における用語の意義は、「警察犬の効果的な運用について(通達)」(令和6年3月18日付け警察庁丙鑑発第9号)で定めるほか、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 警察犬担当者等

警察犬の担当者及び同担当者を補助する者をいう。

(2) 原臭

臭気選別の基となる臭いで、出発点において警察犬に嗅がせ記憶させる臭気をいう。

(3) 対照臭(布)

選別台に配列した5点の臭気(布)のうち、誘惑臭を除く1点で、原臭と同一の臭気か否か警察犬に選別させる臭気(布)をいう。

(4) 誘惑臭(布)

選別台に配列した5点の臭気(布)のうち、対照臭(布)を除く偽臭気(布)4点をいう。

(5) 移行臭

人の臭気が付着していると思われる物品等から、その臭いを無臭布に移行させた臭気をいう。

(6) 直付臭

無臭布を素手でもみ、又は顔を拭くなどして人の身体から体臭を直接移行させた臭気をいう。

(7) ゼロ回答選別

警察犬に記憶させた臭気と同一の臭気布を選別台に配置しない場合、警察犬に選別台の臭気を嗅ぎ分けさせた後、何もくわえず、同一の臭気布がないことを表現させることをいう。

2 実施方法

臭気選別は、予備選別と本選別を実施することとし、次の要領により行うこと。

(1) 実施場所

原則として訓練場とすること。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(2) 選別台までの距離

警察犬が原臭を嗅いで出発する地点から選別台までの距離は、10メートルとすること。

(3) 使用臭気

原臭、対照臭及び誘惑臭に使用する臭気は、移行臭又は直付臭を用い、次の点に留意すること。

ア 予備選別に使用する臭気は、当該事件関係の物品等の臭気は用いず、また、当該事件関係及び警察犬担当者等の臭気は用いないこと。

イ 予備選別、本選別を問わず、対照臭及び誘惑臭は、おおむね同年代、同性者から採取した臭気を用い、

(ア) 移行臭の場合は、同種の物品から採取すること。

(イ) 直付臭の場合は、身体の同部位から採取すること。

(4) 配列臭気布

選別台に配列する臭気布は、対照臭布1点及び臭気の異なる誘惑臭布4点の計5点とし、臭気選別の都度、配列臭気布及び配列位置を変えること。

(5) 立会人

臭気選別には、証言能力を有する第三者の立会いを得ること。

(6) 位置及び姿勢

出発点において、警察犬担当者と警察犬は、遮蔽物等により選別台が確認できない位置に待機し、選別台に臭気布の配列が完了して補助者等の合図があった後に、臭気選別を開始すること。

(7) 声符及び視符

警察犬に対する声符及び視符は、原臭を嗅がせる時と出発させる時のみとすること。

(8) 実施回数

予備選別、本選別ともに3回とし、本選別にはゼロ回答選別を入れること。

(9) 選別に使役する警察犬

臭気選別は、ゼロ回答選別のできる警察犬により実施し、本選別は、予備選別において全て正解であった警察犬を使役して実施すること。

3 報告書等の作成

臭気選別の実施結果を明らかにするため、図面及び写真を添付した臭気選別実施結果報告書を作成すること。

なお、臭気選別の客観性及び信憑性を担保するため必要と認める場合は、臭気選別の模様を動画撮影すること。

4 遺留品等の取扱い及び保管、管理

(1) 取扱い

警察犬による臭気選別が予想される遺留品等の取扱いに当たっては、清潔な手袋を装着し、かつ、ピンセット類を使用するなど、取扱者の臭気付着を防止すること。

(2) 保管・管理

遺留品等の保管・管理は、取扱責任者を指定した上、他の臭気が混入しないよう密封して専用保管庫に保管し、保管庫から出し入れした場合は、その経過を明らかにしておくこと。